兵庫県丹波市山南町大河
字脇田　一〇六番
一〇五番
九〇番地先道路敷
九〇番一地先道路敷
字東山
一〇一番五地先道路敷
一〇一五番一
字自在渕　七九番地先道路敷
七八番地先道路敷
七五番地先道路敷
八〇番一地先道路敷
八一番地先道路敷
八一番
八六番一
八六番二地先道路敷
八六番二地先河川敷

一号から三号まで
四号から十二号まで
十三号から十五号まで
十六号から十八号まで
十九号
二十号及び二十一号
二十二号及び二十三号
二十四号及び二十五号
二十六号
二十七号
二十八号
二十九号及び三十号
三十一号及び三十二号
三十三号から三十七号まで
三十八号
三十九号

○国土交通省告示第千九十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ホウガ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（平成四年建設省告示第六百七十六号で指定した第九号に掲げる土地及び平成六年建設省告示第二千二百六十一号で指定した第一号に掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県多可郡多可町
中区奥中字ホウガ谷山　九六九番六
中区奥中新宮ケ丘　九六九番五
中区高岸字茨谷　四二七番二四
四二八番三及び四二八番四

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

久良部川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（昭和四十九年建設省告示第六百五十五号で指定した第十六号に掲げる土地及び平成四年建設省告示第六百七十六号で指定した第五号に掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県丹波市市島町上垣
字多々田　二一六六番二及び二一六六番三
二一六七番から二一六九番まで
二一七一番一及び二一七一番二
二一七二番から二一七四番まで
二一七五番から二一七九番まで
二一七九番一
二一八〇番
二一八一番一
二一八二番から二一八八番まで
二一八九番一から二一八九番一四まで
二一九〇番及び二一九一番
二一九二番一から二一九二番一八まで
二一九三番一から二一九三番六まで
二二一二番
二二一六番から二二一八番まで

○国土交通省告示第千九十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月二十日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

巨瀬川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十三年総理庁告示第九十三号で指定した土地の区域を除く。）

福岡県うきは市浮羽町妹川
字実盛田　二〇四三番二
二〇三九番一地先河川敷　二号
二〇三二番三　三号
二〇二九番三　四号
二〇二八番三　五号
二〇二四番五　六号
字今屋敷　二三一一番一地先道路敷　七号
字朝御膳　二二三一番一　八号
二二二九番一地先河川敷　九号
字桜山　二二一七番二　十号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

藤町川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第二千八百十七号で指定した土地の区域を除く。）

福岡県久留米市
草野町吉木字下吉木原　一四七四番一一　一号
字西唐谷　一四八〇番一　二号
字上大日　一番一　四号
山本町耳納字庄ノ内　一九二三番一　三号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小防谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷

福岡県みやま市瀬高町小田
字諸菴谷　一九八二番二
一九八二番五
字小防谷　一九八七番一及び一九八七番二
一九八九番
二〇〇六番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県みやま市瀬高町小田字小防谷
一九九三番一　一号
二〇〇六番一　二号及び三号
一九八七番一　四号及び五号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大山川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十六年国土交通省告示第三百三号で指定した第四号に掲げる土地の区域を除く。）

福岡県朝倉市杷木大山
字山ノ神　五二四番一　一号
五二六番　二号
五二九番四　三号
五二九番二　四号
五四一番二　五号
五三〇番　六号
字鎌井園　二五五番一　七号
二五五番二　八号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上ノ山谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱二号と十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県朝倉市江川
字下戸河内　一八四八番二地先河川敷　一号
一八五七番二　二号
一九〇五番　三号
一九一三番一　七号
一九一一番一地先道路敷　八号
一八九〇番　九号
一八六四番　十号
一八五三番　十一号
一八四七番二地先河川敷　十二号
字上ノ山　一九一七番二六　四号
一九一七番四二地先道路敷　五号
一九一七番三六　六号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱二号と十三号を昭和二十九年建設省告示第千二百六十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域